

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

平成23年12月21日
北陸電力株式会社

当社は、本日(12月21日)、志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定 (以下、「保安規定」)の変更認可を経済産業大臣に申請しましたので、お知らせします。

当社は、平成18年7月に発生した志賀原子力発電所2号機の低圧タービン12段動翼損傷対策として、低圧タービンを新翼を採用したタービンに取り替え、その際に取り外したタービンロータ等を保管するタービン保管庫を志賀原子力発電所敷地内に新設することとしています。
(平成21年8月17日お知らせ済み)

今回の保安規定の変更認可申請は、タービン保管庫の設置に伴い、タービンロータ等の管理(汚染拡大防止措置や保管状況の確認等)に関する記載を追加するものです。
また、定期検査中に行う一部検査の担当箇所の見直し等を行っています。

今後、申請の内容について国の審査を受けることとなります。

以上

原子炉施設保安規定

原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの。